

定例監査の結果（令和8年3月3日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和6年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	東京事務所	令和7年11月13日	令和7年11月13日	実地
2	県立美術館	令和7年11月21日	令和7年11月4日、5日	実地
3	縮景園	令和7年11月21日	令和7年11月4日、5日	実地
4	県立西条農業高等学校	令和8年3月3日	令和7年11月27日	書面
5	県立大崎海星高等学校	令和8年3月3日	令和7年10月22日	書面

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 東京事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面の間における事務の推進及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- イ 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ウ 組織体制 1課（総務課）
- エ 職員数（令和7年4月1日現在）
現員 23人（うち暫定再任用職員数0人。市からの派遣職員を含む。）
会計年度任用職員数 2人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受物品の管理について

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

物 品	電話交換機 1式、普通乗用自動車 1台
根 拠	広島県物品管理規則第41条

2 県立美術館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 美術品等の収集・保管・展示、美術品等に関する専門的、技術的な調査研究
(施設管理等は、指定管理者制度を導入)
- イ 所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ウ 組織体制 2課(総務課、学芸課)
- エ 職員数(令和7年4月1日現在)
現員 14人(うち暫定再任用職員数 2人)
(うち縮景園との兼務6人、文化芸術課へ事務従事1人)
会計年度任用職員数 3人
- オ 入館者の状況(令和6年度)
所蔵作品展 57,067人
特別展 276,172人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 縮景園

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 名勝庭園の管理保存
(施設管理等は、指定管理者制度を導入)
- イ 所在地 広島市中区上鞆町2番11号
- ウ 職員数(令和7年4月1日現在)
現員 6人(うち暫定再任用職員数 1人)
(うち県立美術館との兼務6人)
会計年度任用職員数 2人
- エ 入園者の状況(令和6年度)
379,526人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 県立西条農業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 東広島市鏡山三丁目 16 番 1 号
 ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 84 人 (うち暫定再任用職員数 10 人)
 会計年度任用職員数 21 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
		園 芸 科				畜 産 科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	38	37	115	36	39	34	109
充足率 (%)		100	95	92.5	95.8	90	97.5	85	90.8
退学者 (人)		0 (0)				1 (1)			
休学者 (人)		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	15 人 (41.7%)				17 人 (45.9%)			
	専修・各種	11 人 (30.6%)				14 人 (37.8%)			
	就 職	10 人 (27.8%)				6 人 (16.2%)			
	その他	0 人 (0%)				0 人 (0%)			

課 程		全 日 制							
		生 活 科				農 業 機 械 科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		34	37	37	108	40	32	37	109
充足率 (%)		85	92.5	92.5	90	100	80	92.5	90.8
退学者 (人)		0 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	15 人 (50%)				14 人 (38.9%)			
	専修・各種	11 人 (36.7%)				9 人 (25%)			
	就 職	4 人 (13.3%)				12 人 (33.3%)			
	その他	0 人 (0%)				1 人 (2.8%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		緑地土木科				生物工学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	37	37	114	38	40	29	107
充足率 (%)		100	92.5	92.5	95	95	100	72.5	89.1
退学者 (人)		2 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	12人 (32.4%)				24人 (75%)			
	専修・各種	6人 (16.2%)				3人 (9.4%)			
	就 職	18人 (48.6%)				3人 (9.4%)			
	その他	1人 (2.7%)				2人 (6.3%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		食品科学科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	280	280	280	840
生徒数 (人)		40	39	35	114	268	262	246	776
充足率 (%)		100	97.5	87.5	95	95.7	93.5	87.8	92.3
退学者 (人)		0 (0)				4 (1)			
休学者 (人)		1				2			
進 学 就 職	大学・短大	11人 (39.3%)				108人 (45.8%)			
	専修・各種	11人 (39.3%)				65人 (27.5%)			
	就 職	6人 (21.4%)				59人 (25%)			
	その他	0人 (0%)				4人 (1.7%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度（令和7年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 物品の管理について

次の備品について、その所属する分類及び細分類を標示するための標識を付していなかった。適正な事務処理に努められたい。

物 品	草刈機 ほか7点
根 拠	広島県物品管理規則第44条

イ 道路占用の許可申請について

次の物件について、道路の占有許可期間満了後、道路管理者に対して更新手続を行わず、許可を受けないまま道路を使用していた。適正な事務処理に努められたい。

名 称	給水管分岐
根 拠	道路法第32条

ウ 借受財産の管理について

次の財産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財 産	土地（雑用水管敷地）
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第50条 広島県公有財産管理規則第61条、第64条

エ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約の履行に関する保証を付させていなかった。

契 約 名	広島県立西条農業高等学校1号館1F東側トイレ改修工事（令和5年度）
根 拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第3

(イ) 現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。

契 約 名	広島県立西条農業高等学校普通教室等照明LED化工事（令和6年度）
根 拠	建設工事執行規則第20条

(ウ) 請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。

契 約 名	広島県立西条農業高等学校普通教室等照明LED化工事（令和6年度） 広島県立西条農業高等学校普通教室照明LED化工事（令和6年度）
根 拠	建設工事執行規則第14条

5 県立大崎海星高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 豊田郡大崎上島町中野 3989-1
 ウ 教職員数 (令和7年5月1日現在)
 本務者数 16人 (うち暫定再任用職員数 0人)
 会計年度任用職員数 10人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	34	36	34	104
充足率	(%)	85.0	90.0	85.0	86.7
退学者	(人)	3 (3)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	12人 (52.2%)			
	専修・各種	7人 (30.4%)			
	就職	3人 (13.0%)			
	その他	1人 (4.3%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和7年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和6年度(令和7年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理について、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立大崎海星高等学校 産業廃棄物収集運搬処分業務 (令和6年度)
-----	------------------------------------

(ア) 契約前に業務の一部を履行できないことが判明したにもかかわらず、契約事務を中止せず契約を締結していた。また、履行できない業務については、発注の意思決定や業者選定等の適正な手続を経ずに、別の業者と契約を締結していた。

根拠	地方自治法 第232の3、第234条第1項～3項
----	--------------------------

(イ) 委託契約書に記載すべき法定事項について、記載されていない事項があった。

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の2
-----	---

(ウ) 契約締結伺いの事務処理について、校長決裁であるべきところ、事務長決裁により事務処理を行っていた。

根 拠	広島県立大崎海星高等学校校務決裁規程 第3条第1項
-----	---------------------------